

契約書を作成するために

～「及び」と「並びに」、「又は」と「若しくは」の違いを中心に～

2016年2月19日

牧野総合法律事務所弁護士法人

弁護士 森 悟 史

1 はじめに

仕事柄、契約書など多くの文書を目にします。また、自分でも契約書などの文書を作成することもあります。その際、今でも、「及び」と「並びに」、「又は」と「若しくは」で迷うことがあります。実は、これらの言葉には厳格な決まりがあり、言葉を間違えると、全く違った意味になってしまいます。今回は、契約書などで使われる「及び」と「並びに」、「又は」と「若しくは」の違いを中心に説明します。

2 「及び」と「並びに」

物事を2つ以上並べ、「どちらも」といった意味にするときは、「及び」を使用します。一方、「並びに」は、単独で使用することはせず、並べる物事に段階がある場合に使用します。

以上のルールから、以下のように整理できます。

- ① まずAという物事とBという物事の2つを単純に並べ、どちらもといった意味にするときは、
「A及びB」
とします。
「並びに」は使いません。
- ② A、B、Cという物事を3つ以上、単純に並べるときは、

「A、B及びC」

と、最後の個所に「及び」を使用します。

- ③ AとBどちらもというひとつのグループ、CとDどちらもというもうひとつのグループがあり、この2つのグループをどちらもとして並べるときは
「A及びB並びにC及びD」
とします。

3 「又は」と「若しくは」

物事を2つ以上並べ、「どちらか」といった意味にするときは、「又は」を使います。一方、「若しくは」は、単独で使用することはせず、並べる物事に段階がある場合に使用します。

- ① まずAという物事とBという物事の2つを単純に並べ、どちらかといった意味を表すときは、
「A又はB」
とします。
- ② AとBどちらかといったひとつのグループ、CとDどちらかといったもうひとつのグループがあり、この2つのグループを並べどちらかといった意味を表すときは
「A若しくはB又はC若しくはD」
とします。

③ では、「A」、「B」、「A B両方」という3つを表す場合は、どのようにしたらよいでしょうか。

実は、「又は」には、AかBかという意味の他に、A B両方という意味も含んでいます。ですので「A又はB」といえば、「A」、「B」、「A B両方」の3つを含んでいることとなります。

「或いは」といった言葉をたまに目にすることがありますが、「又は」、「若しくは」を使用するルールとなっていますので、「或いは」は通常使用しません。

4 参考

例えば、「3乃至（ないし）6」という表現があったとします。この「乃至」は、「3」と「6」を表しているのでしょうか。それとも、「3」、「4」、「5」及び「6」を表しているのでしょうか。

結論を言うと、「3」、「4」、「5」及び「6」のすべてを表しています。これは、法律用語としての使い方ですが、実は、常用漢字としては、「または」と同じ意味もあります。そのため、現在の法令において「乃至」を使わないようになりましたが、契約書ではたまに見かけることがあるので注意が必要です。

5 おわりに

以上のように、言葉には厳密な意味があります。万が一、契約内容について契約当事者同士で争いが起きた場合、契約書の文言から判断されます。その際、実はこのように考えていたなどと言っても、裁判所に聞き入れてもらえない可能性が高いでしょう。

したがって、契約書は言葉の意味を正確に理解し、作成されなければならないのです。

なお、この文章中では「、」を使っていますが、厳密には、「,」を使うのが正しいそうです。